○　業績目標 1-2-3：　事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務処理のデジタル化を促進することにより、社会全体のＤＸの進展に貢献します。

業績目標の内容及び目標設定の考え方	事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。 また、経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、経営の高度化に資することが期待されるとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のＤＸ推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。 国税庁では、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取引の先には社会全体のＤＸにも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きつつ、事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」
業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報
業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力

関連する内閣の基本方針等	○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年12月25日閣議決定） ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月21日閣議決定）

業績目標 1-2-3 についての評価結果	
業績目標についての評定	**Ａ　相当程度進展あり**
評定の理由	施策「業1-2-3-1」及び「業1-2-3-2」の評定が「ａ　相当程度進展あり」であったことから、「Ａ　相当程度進展あり」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。
実績の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 事業者のデジタル化促進は、税務を起点とした社会全体のデジタル化を推進する上で重要な取組です。 税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、デジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）（用語集参照）等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行いました。また、関係省庁等と連携・協力し、デジタル化のメリットを訴求した広報素材を活用した所管団体への働きかけや、政府調達におけるデジタルインボイス利用の推進など、社会全体のデジタル化に向けた取組を行いました。

施策	業 1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報
取組内容	事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進するため、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス（用語集参照）、デジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、各種デジタル化関連施策を所掌する関係省庁や事業者のデジタル化を支援する関係団体及びデジタルツールを提供する会計ソフトベンダー等（以下「関係機関」といいます。）と連携し、分かりやすい周知・広報に努めます。 なお、周知・広報に当たっては、「大企業」、「個人事業主」などといった事業者の属性やデジタル化の進度に沿った周知・広報を実施するほか、事業者のニーズに沿った内容とすることにより、事業者のデジタル化を後押しします。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-3-1-B-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	
（令和７事務年度目標） 税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、デジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行います。	
（目標の設定の根拠） 事業者の業務のデジタル化を強力に推進するためには、会計ソフトやデジタルインボイス等のメリットや、デジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）等の制度の周知・広報が有効であることから、目標として設定しています。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 会計ソフトやデジタルインボイス等の各種デジタルツールのメリットやデジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）等の支援策等を案内する動画・リーフレットなど、事業者の規模やデジタル化の進度に沿った各種広報素材を新たに制作し、国税庁ホームページや動画共有サイト（YouTube）への掲載、ＳＮＳ（X（旧Twitter））への投稿を行ったほか、税務情報誌等へデジタルインボイスの普及に資する寄稿を行うなど、デジタル化のメリットが幅広く事業者の目に触れ、デジタル化を検討するきっかけとなるよう取り組みました。 なお、各局においても、税務署において実施する記帳説明会等の機会において、会計ソフトによる記帳のメリットや令和７年度税制改正において電子帳簿保存法に新設された請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度の内容を訴求するなど、事業者のデジタル化促進に関する積極的な周知・広報を行いました。 また、事業者のデジタル化促進に向けて、会計ソフトやデジタルインボイスについて正しい知識等の習得を図るため、各局において、局署職員へデジタルツールの研修会を実施する等、意識醸成や体制整備を目的とした取組を行いました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、積極的に幅広く周知・広報の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	測定指標「業1-2-3-1-B-1」の達成度が「○」であったものの、会計ソフトやデジタルインボイスの普及に向けては、引き続き取り組んでいく必要があることから、「a　相当程度進展あり」としました。

施策	業 1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力
取組内容	関係機関と連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントや共同推進宣言等の周知広報活動を通じて、事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、事業者のデジタル化施策を積極的に推進します。 また、取組を通じて把握された課題については、関係機関と連携し、その解決に向けて取り組みます。

定性的な測定指標

[主要] 業1-2-3-2-B-1：関係省庁などの関係機関との連携・協力

（令和７事務年度目標）

事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、関係機関と連携・協力し、事業者のデジタル化に向けた周知広報等を通じて、事業者のデジタル化施策の積極的な推進を行います。

（目標の設定の根拠）

事業者のデジタル化促進に当たっては、国税当局のみならず、関係機関と連携・協力することが不可欠であることから目標として設定しています。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、国税庁から各府省庁等に対し、所管する業界団体・独立行政法人等へ、デジタル化のメリットを訴求した広報素材を活用し事業者の業務のデジタル化を働きかけていただくよう周知依頼を実施した結果、各府省庁等から令和６事務年度（2,932団体）を上回る計3,200を超える団体への周知が行われました。 また、税理士会など関係団体主催の各種デジタルフォーラムなどの各種イベントにおいて、事業者のデジタル化促進やデジタルインボイスの利活用をテーマにした講演を行ったほか、各国税局においても、地域における講演会や研修会において講演やブースの出展を行い、地域のデジタル化に対する意識醸成に貢献しました。 さらに、デジタル庁とも連携し、政府調達におけるデジタルインボイスの利用を推進することで、デジタルインボイスの認知度向上や利便性を実感してもらうための取組を実施しました。国税庁における調達においてもデジタルインボイスによる請求を推進し、複数の事業者からデジタルインボイスによる請求を受領しました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記実績のとおり、事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、前事務年度に実施した施策の更なる拡大を図ったほか、新たな施策にも積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	測定指標「業1-2-3-2-B-1」の達成度が「○」であったものの、会計ソフトやデジタルインボイスの普及に向けては、引き続き取り組んでいく必要があることから、「a　相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 **（業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報）** 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報については、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、デジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）等といった施策の周知・広報を実施するほか、令和８年度税制改正においてデジタルインボイス導入のインセンティブとなる青色申告特別控除の見

	直しが行われたことから、これらの税制改正の内容の周知・広報と併せてデジタルツールのメリットを訴求するなど国税庁が目指す取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて、引き続き取り組みます。 **（業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力）** 幅広く事業者が業務のデジタル化を検討するきっかけとなるよう、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」と連携・協力しながら、デジタル化関連施策の周知・広報に努めるとともに、事業者を適切な支援機関へ案内できるよう、事業者のデジタル化を支援する関係機関と連携・協力し、事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。 また、デジタル庁と連携し、政府調達におけるデジタルインボイスの利用の更なる推進に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	国税業務のＤＸ化を進めるに当たり、事業者の方たちにＤＸ化を協力していただくことが、一番難しいと思う。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報）** 取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）のさらなる普及を図るため、会計ソフトやデジタル化・ＡＩ導入補助金（旧：ＩＴ導入補助金）等の施策に加えて、令和７年度税制改正において電子帳簿保存法に新設された請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度についても周知・広報を行いました。 **（業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力）** 幅広い事業者の業務のデジタル化に向けて、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、各府省庁の所管団体に対する施策の周知を継続して依頼しました。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営	**実績評価実施時期**	令和８年10月

	課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校		